平成２４年（フ）第７号
広島県東広島市西条町御薗宇4642番地
破産者　有限会社エム・エス興産
1　決定年月日　平成24年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４８号
広島市中区西白島町27番２―1109号
破産者　有限会社エスポワール
1　決定年月日　平成24年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１号
北海道旭川市神居五条20丁目45番地の26
破産者　有限会社東都設備工業
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１９１号
青森県八戸市大字田面木字横俵３番地１
破産者　株式会社若松工務店
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第３９号
千葉県山武市白幡2969番地４
破産者　有限会社江洋住建
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第１７号
富山県射水市海老江55番地
破産者　有限会社ベンガルトレーディング
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第４８号
富山県氷見市園699番地の３
破産者　有限会社まえざわ
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第７０号
富山県高岡市早川525番地の８
破産者　有限会社秀美堂
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第１６９号
金沢市西念１丁目３番20号、従前の本店所在地金沢市藤江北２丁目94番地
破産者　株式会社オンリーワン
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第３０号
石川県小松市串町庚10番２　エクセレントパレス１階101、102、登記簿上の本店所在地石川県小松市国府台１丁目98番地
破産者　株式会社ビィーイン
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２４年（フ）第５１号
京都市下京区五条通油小路通西入ル北側小泉町113番地―１パティオ林602号室、商業登記簿上の本店所在地京都市下京区西洞院通松原下ル永倉町561―１アネックス松本ビル５Ｆ
破産者　株式会社アビック
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４７号
和歌山市小雑賀722番地の１
破産者　株式会社伸和住設
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第８９号
和歌山市毛見176番地、登記簿上の所在地和歌山市毛見1133番地
破産者　株式会社奥野製材所
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１２０号
和歌山県紀の川市貴志川町井ノ口1477番地
破産者　明和化成工業株式会社
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１２０号
徳島市出来島本町４丁目11番地
破産者　株式会社ベストワーク
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第９０号
長野県南佐久郡北相木村4949番地、前住所長野県佐久市岩村田4198番地１　フレグランスフジ107号室
破産者　山口　理恵
1　決定年月日　平成24年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２４年（フ）第１０７２号
埼玉県南埼玉郡白岡町新白岡３丁目21―１松本方、住民票上の住所札幌市西区西野４条５丁目10番５号
破産者　熊井　健得
1　決定年月日　平成24年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１９２号
仙台市泉区長命ケ丘東11番地の１
破産者　猪股　和幸
1　決定年月日　平成24年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２０４号
宮城県岩沼市土ケ崎４丁目１番17号、従前の住所仙台市太白区四郎丸字吹上28番地の５
破産者　浅野　哲子
1　決定年月日　平成24年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第３３７号
仙台市宮城野区新田４丁目９番27号　小畑マンションは―２
破産者　中村　明美
1　決定年月日　平成24年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係